

## むつ市議会第186回定例会会議録 第2号

議事日程 第2号

平成17年12月8日(木曜日)午前10時開議

### 諸般の報告

#### 【議案質疑、委員会付託、一部採決】

- 第1 議案第227号 むつ市心身障害者集会施設条例
- 第2 議案第228号 むつ市野菜集荷貯蔵施設条例
- 第3 議案第229号 むつ市脇野沢畜産流通加工施設及び農村活性化施設条例
- 第4 議案第230号 むつ市地域特産品生産施設条例
- 第5 議案第231号 むつ市脇野沢保養センター条例
- 第6 議案第232号 むつ市脇野沢野営場条例
- 第7 議案第233号 むつ市奥薬研修景公園条例
- 第8 議案第234号 むつ市脇野沢リフレッシュセンター条例
- 第9 議案第235号 むつ市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第236号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第237号 むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第238号 むつ市立図書館設置条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第239号 むつ職業能力開発校条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第240号 むつ市脇野沢高齢者福祉施設条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第241号 むつ市営牧野設置条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第242号 むつ市営脇野沢家畜管理施設条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第243号 むつ市堆肥センター条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第244号 むつ市地方卸売市場大畑町魚市場条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第245号 むつ市青森東部区域畜産基地建設事業受益者負担金等徴収条例を廃止する条例
- 第20 議案第246号 指定管理者の指定について
- 第21 議案第247号 字の区域の変更について
- 第22 議案第248号 平成17年度むつ市一般会計補正予算
- 第23 議案第249号 平成16年度むつ市一般会計歳入歳出決算
- 第24 議案第250号 平成16年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 第25 議案第251号 平成16年度むつ市老人保健特別会計歳入歳出決算
- 第26 議案第252号 平成16年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 第27 議案第253号 平成16年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 第28 議案第254号 平成16年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 第29 議案第255号 平成16年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算
- 第30 議案第256号 平成16年度むつ市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算

第31 議案第257号 平成16年度むつ市用地造成事業会計決算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（58人）

1番	濱	田	栄	子	2番	堺		孝	悦
3番	川	端	一	義	4番	杉	浦		洋
5番	白	井	二	郎	7番	川	下	八十	美
8番	小	林		正	9番	菊	池	一	郎
10番	新	谷		功	11番	高	田	正	俊
12番	村	川	壽	司	13番	東		健	而
14番	澤	藤	一	雄	16番	富	岡	幸	夫
17番	杉	浦	守	彦	18番	柴	田	峯	生
20番	久保	田	昌	司	21番	横	垣	成	年
22番	工	藤	孝	夫	23番	大	澤	敬	作
25番	東	谷	良	久	26番	東	谷	正	司
27番	佐々	木	隆	徳	28番	立	石	政	男
29番	竹	本		強	30番	千	船		司
31番	坂	井	一	利	32番	福	永	忠	雄
33番	板	井	磯	美	34番	飛	内	賢	司
35番	赤	松		功	36番	田	澤	光	雄
37番	徳			誠	38番	佐々	木		肇
39番	鎌	田	ちよ	子	40番	菊	池	広	志
41番	野	呂	泰	喜	42番	佐	藤		司
43番	千	賀	武	由	44番	目	時	睦	男
46番	澤	田	博	文	47番	菊	池		清
48番	柏	谷		均	49番	工	藤	清四	郎
50番	毛馬	内	光	雄	51番	服	部	清三	郎
52番	池	田	正	利	53番	杉	本	清	記
54番	慶	長	徳	造	56番	牛	滝	春	夫
57番	本	間	千佳	子	58番	半	田	義	秋
59番	坪	田	智十	司	60番	斉	藤	孝	昭
61番	中	村	正	志	62番	富	岡		修
63番	川	端	澄	男	64番	宮	下	順一	郎

欠席議員（6人）

6番	村	中	徹	也	15番	石	田	勝	弘
19番	山	本	留	義	24番	松	野	裕	而
45番	田	高	利	美	55番	工	藤	直	義

説明のため出席した者

市長	杉山	肅	助役	田頭	肇
収入役	田中	實	教育長	牧野	正藏
公営企業 管理者	杉山	重一	代査委員	菊池	十田夫
選挙管理 委員会 職員	佐々木	鉄郎	総務部長	齋藤	純
総務部 調整	佐藤	忠美	企画部長	渡邊	悟
民生部長	高橋	勉	保健福祉 部長	名久井	耕一
経済部長	森	正剛	建設部長	藤井	幸男
教育部長	宮下	孝信	教委事務 員	新谷	加水
公営企業 局長	新谷	博仁	監査委員 局長	小川	照久
総務部 副課長	佐藤	節雄	企画部 調整	近原	芳栄
選挙管理 委員会 事務局長	大芦	清重	農委事務 局長	西山	肇
企画課 部長	奥島	慎一	企画課 部長	下山	益雄
川舎所 内長	佐藤	吉男	大庁舎所 畑長	中嶋	康夫
脇野所 所長	千船	藤四郎	脇野所 員課長	山崎	秀春
総務課 部長佐	濱田	賢一	総務政 務課	澁田	剛

事務局職員出席者

事務局 長	藤田	修	次長	小島	昭夫
主幹	柳田	諭	庶務係 長	古川	俊子
庶務係 主任	濱村	勝義	調査係 主任	青山	諭
庶務係 主任	赤石	奈穂子	議事 係	葛西	信弘

## 開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長(宮下順一郎) ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は58人で定足数に達しております。

## 諸般の報告

○議長(宮下順一郎) 議事に入る前に、諸般の報告を行います。

けさほど市長から、今定例会に提出されております議案の予算書等に誤謬訂正がありましたので、お手元に配布してあります。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長(宮下順一郎) 本日の会議は議事日程第2号により議事を進めます。

## 日程第1～日程第31 議案質疑、委員会付託、一部採決

### 議案第227号

○議長(宮下順一郎) 日程第1 議案第227号 むつ市中心身障害者集会施設条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第227号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

### 議案第228号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第2 議案第228号

むつ市野菜集荷貯蔵施設条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第228号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業経済常任委員会に付託いたします。

### 議案第229号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第3 議案第229号 むつ市脇野沢畜産流通加工施設及び農村活性化施設条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので発言を許可します。18番柴田峯生議員。

(18番 柴田峯生議員登壇)

○18番(柴田峯生) 議案第229号 むつ市脇野沢畜産流通加工施設及び農村活性化施設条例の関係でございます。

第1番目は、第2条、第6条及び第7条の別表の2の関係からでございますけれども、まず最初に体験農園の現状についてご説明を願いたいと思います。

それから、二つ目は、第8条及び附則3項に関連しまして、農業サークルなどの使用料の減免についてお伺いしたいと思います。最初をお願いしたいと思います。

○議長(宮下順一郎) 経済部長。

○経済部長(森 正剛) お答え申し上げます。

まず、第1点の体験農園の現状でございますが、議員ご承知のとおりこの体験農園は、平成9年度に畜産基盤再編総合整備事業、もう一つ中山間地域総合整備計画に基づきまして、いのししの館と一緒に整備されたものでございます。当時は、賃貸農園1区画80平米、これを10区画、そのほかに収穫だけを体験する収穫農園、それから小・中学校に利用してもらう学校農園をあわせて整備して

おりました。委託先の公社でも利用促進に努めてまいりましたが、希望者がなく今日に至っているのが現状でございます。せっかく国の補助制度で整備したものでございますので、平成18年度には1区画20平米、5区画として、より利用しやすい形態として新たな指定管理者とも十分協議しながら、この利用促進を図ってまいりたいと考えております。

2点目の使用料の減免ということですが、今般の指定管理者制度導入に合わせまして、他の類似施設、集会施設等でございますけれども、その使用料の設定状況を参考にして条例で使用料が徴収できるように改正しております。使用料を徴収する施設、設備は、いのししの館内にあります研修施設、会議室、それから体験農園でございます。流通加工施設、それから農産品加工施設については地元産業育成という立場、観点から、徴収しないということにしております。ご指摘のございました農業サークルの集会などに今まで使用料を徴収していなかったことも踏まえまして、使用料の減免できる範囲を指定管理者と十分協議をしていきたいと、このように思います。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） 1点目の体験農園につきましては、来年度から5区画で利用させやすいようにしたいというお話でございますので、そのことを了としたいわけですが、ただその体験農園をつくった場所が非常に条件が悪くて、水はけが悪いということ、それから土石がまだかなり堆積しているという事情で、やっぱり体験している人たちが試みにやった段階でも多くの失敗を招いてきた状況にあるわけです。ですから、よほど心して整備をして管理をしていただくということがなければ、恐らくまた応募者がいないというような事態になりかねないので、そのことは恐らく管理は今ま

でのししの館に任せておったというような状況から、その辺のところも含めた対応策をとっていただきたいと、こう思うわけです。

それから、農業サークルの場合の今のいのししの館の場合、県でつくって町村に寄贈、贈呈というような形になっているわけです。ですから、現状でも農業サークルの方たちが利用させてもらっているわけです。今後ともやはり零細農家の人たちの集まりですので、その辺も十分考慮しながら配慮していただきたいと、こう思って、要望を申し上げて終わります。

○議長（宮下順一郎） これで柴田峯生議員の質疑を終わります。

以上で議案第229号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第229号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業経済常任委員会に付託いたします。

#### 議案第230号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第4 議案第230号 むつ市地域特産品生産施設条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。43番千賀武由議員。

（43番 千賀武由議員登壇）

○43番（千賀武由） 議案第230号 むつ市地域特産品生産施設条例、大畑木材工芸センターについてお尋ねさせていただきます。議案集の26ページを皆様をお願いしたいと思います。

ここは、別表の機械関係が載っているわけですが、これは3区分に分けられ、いろいろな使用機械があるわけでございます。これらの機械は、現在すべて正常に使用できるのか、それらを調査してあるのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 経済部長。

○経済部長（森 正剛） 木材工芸センターの機械類の状況は把握しているかということでございますけれども、この木材工芸センターは国の補助制度を活用しまして、昭和62年12月に建築されておりました、築後19年たっております。施設設備とも老朽化している状況にあることは議員がご指摘のとおりでございます。この木材工芸センターの委託等につきましては、旧大畑町議会でもかなりの問題にされたと、いわゆる委託先がない、どうやって委託先を見つけるのかといったようなことでご指摘がございました。それで、昨年度も4月1日に契約したのですけれども、12月には契約解除したという経緯がありまして、地元の産業振興課の方で努力しまして、この4月から大畑町ヒバ工芸研究会に委託をしております。それで、昨年度一斉に総点検を行って、修理を要するものについては修理はしております。しかし、今使用されている方からは、修理したものでも時にはふくあいを生じてだまされ使っているものもあるという声も聞いておりますので、そういったふくあいを生じているもの、あるいは他の機械類につきましてももう一度総点検をして調査をしていきたいと、このように思っています。

○議長（宮下順一郎） 43番。

○43番（千賀武由） ありがとうございます。12月6日に私は木材工芸センターに行って、現在の研究センターの福岡さんにこの機械類について伺ってまいりました。まず、乾燥機械については、今のところ全く異常がないということでございます。加工機械につきましては、今言わせてもらいますけれども、万能卓上帯鋸盤ですか、それとボーリングマシン等は、これは全く今のところ使えない状態、それから軸傾斜横切丸鋸盤は使えるが、非常に今不安定であると。また、超仕上鉋盤等は型が古過ぎて使えない、ワイドベルトサンダーも

調整をしなければ使えない、そういう感じでした。また、塗装機械については、現在全く使用不可能な状況にございました。そういう関係で、これでは今後使用者がこの機械を借りたくても使用できない状況では非常に困るわけでございます。そこで市長にお願いするわけでございますが、この木材工芸センターの機械を今部長が、また点検をするということでございますが、早急に点検をさせ、悪いところは修理するなり、購入するなり、そういう機械整備をするという気持ちがあるか、市長の見解を伺いたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 率直に申し上げますが、私の施設をまだ見たことがございません、大変申しわけないことではあります。ただし、この種の機械というのは、特定の人が上手に使っておれば25年、30年と使えるものの方が多いはずであります。このように技術を習得させるというような、あるいは趣味を満足させるということで他人様の機械を使っているというような気持ちが入ってきて使いますと割と早く、ただいま千賀議員がご指摘のような状況が生まれてくるものだろうと思います。指定管理者制度は、そのようなことのないよう願って今条例改正をするわけでございますので、よく検討をし、財源的には少し厳しいところもありますけれども、必要なものは更新することをしなければ、せっかく指定管理者制度を適用して管理をお願いしても、使う方々に不満が残るようであれば、その意味が根底から崩れてしまうということになりかねませんので、ご意見のとおり、検討を加え、前向きに取り組んでまいりたいと、そう思いますので、ご理解をお願いします。

○議長（宮下順一郎） 43番。

○43番（千賀武由） 市長には、大変前向きなご回答ありがとうございます。どうか早急に整備を

お願いいたしまして、これら産業の活性化と就業の確保を図れるよう切にお願いいたしまして、質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮下順一郎） これで千賀武由議員の質疑を終わります。

以上で議案第230号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第230号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業経済常任委員会に付託いたします。

### 議案第231号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第5 議案第231号 むつ市脇野沢保養センター条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。18番柴田峯生議員。

（18番 柴田峯生議員登壇）

○18番（柴田峯生） 議案第231号のむつ市脇野沢保養センター条例につきましてご質疑をいたしたいと思います。

まず、この施設は昭和53年に温泉を掘りまして、その後54年以降に保養センターとしての建物ができ、今日に至っているわけであります。温泉は、地下150メートル、全体的には1,200メートルまで掘り下げたわけですが、温泉の利用は150メートルまで管が入って、そこからくみ上げるという方式の温泉であります。そういった意味で、現在の施設そのものは建てて以来屋根の補修などは屋根塗り程度であるし、あるいは温泉くみ上げにつきましては、何度か土練がたまって、それを掃除をするという形。外回りなどは、今日までほとんど変わっていないというような現状で、建物自体も設備自体も非常に問題を抱えている施設であることには変わりがないわけです。

そこで私のお尋ねは、まず第1点、この使用料等の関係で、7条、8条、別表1、それから第16条

及び附則3項の適用についてであります。現に脇野沢地区の65歳以上の高齢者には、無料入館証が交付されております。これは、現実的に附則の3項によりますと、従前の取り扱いにするということですので、了解できたわけですが、しからば今日これから65歳以上になる方々の無料制度というのはどういう形に変わっていくのか、その辺をまず第1点お伺いしたいと思います。

それから、2番目は第8条、別表1の入館料の市内と市外の区分に関してであります。その附則3項の適用もでございますので、内容をお話してお考えを伺いたいと思います。この施設については、当初の予定よりだんだん、だんだん入館者が減りまして、使用料が低下しているという中で、観光面の利用とか、再活性化ということで当時の議会で議論になりまして、その議論の過程で入浴回数券を発行しようと、そのことによって増収を図るという手段がとられたわけです。その中で当時の宿泊業組合等から、自ら入浴設備を持っていますけれども、地元の施設としてお客さんにできるだけ提供する場を設けよう。我々も地域社会に貢献しようというような形の中で、その入浴券を買い求めまして、そして宿泊したお客さんで温泉へ行ってみたいという方には、その回数券を発行して入館を求めているわけです。その際の議会の質疑の中の村長答弁で、村内の料金でそういう場合はケースとして認めていくということになって今日まで慣例化して事実行為として行われているわけです。今後指定管理者制度が発足した場合に、そういったことが再確認されておらないと、途中で、いや、それは違うのだというような事態になれば、これは改めて宿泊業組合等でも考えを新たにしなければならないこととなりますので、まずその辺の関係をお伺いしたいわけです。

同時に市内と市外の区別なのですが、現実に4市町村が合併しまして、旧むつ市、旧大畑町、旧

川内町、これらも含めて市内という解釈されて入館しているだろうと思います。市外の場合、受付で市内の方が、市内の方でないかという区別が非常に困難な場合があるわけですが、しかし直接おいでになる方は、そこで券を買って、市内の区分と市外の区分の券を自動販売機で買って入るわけです。したがって、そこは入館する方の良心にまつということにならざるを得ないわけです。その区別を廃止したらいいのではないかという声もありますけれども、私としてはやっぱり市内の方と市外の方の区別はあっていいのではないかと。それは、グローバル化した世の中でもローカルな考え方が存在していいのではないかと、こう思っているわけです。そういった意味で、その辺のことにつきまして、市長を初め担当の方でどうお考えか、それをお伺いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 経済部長。

○経済部長（森 正剛） お答えいたします。

まず、第1点目の65歳以上の高齢者に交付済みの無料入館証の有効期限等々の問題でございますけれども、交付済みの入館証には有効期限を定めておりませんので、そのままご利用できるものでございます。この無料入館証の交付と新規該当者に対する取り扱いにつきましては、合併時に検討いたしました。新市になりますと、65歳以上の該当者が1万4,000人ということでありまして、事務が煩雑するということから、また脇野沢地区の該当者、今はもう1,259名に交付しているそうでございますけれども、週1回、金曜日に行っていることありまして、脇野沢地区のみにおいて、この65歳以上の無料入館証を交付するということがスタートしております。ただし、脇野沢地区以外の該当者につきましては、受付のカウンターのところに表示をいたしまして、申し出があれば65歳以上の適用ということで無料とさせていただきます。

それから、回数券の利用の件でございますけれども、条例上から、厳密に解釈しますと、回数券を利用できるのは市内の方のみとなっておりますけれども、先ほど柴田議員ご意見のとおり、脇野沢地区の宿泊業組合等々各団体でも利用促進という観点から協力をするという意味で回数券を交付されているようでございますけれども、その際回数券を提示された方に対しまして、一々「市内の方でありますか」、「市外の方でありますか」と、そういう聞き方をしておりませんので、そのまま回数券で使用できるものと考えております。

それから、もう一つ、市内、市外の定め方ということでございますが、旧脇野沢村の保養センター条例を引き継ぐ際に、入館料の村内、村外と定めていたものをそのまま適用しまして、市内、市外と規定しております。ご発言のとおり、利用者数は年々減少傾向にございますので、また大畑地区の同様の施設が市内、市外という区分をしていない状況もあります。どのようにすれば利用促進が図れるか検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） 第1点目、第2点目ともご回答を了承いたしますけれども、まず市内という立場で、私は旧脇野沢に限らず入館する方は、旧むつ市、旧大畑町、旧川内町の方も、これは平等に扱っていいのではないかと思います。市外という立場での場合、やはりそこに施設があるということで、特に外部の人が利用すると。例えばケースとしてバイクとか自転車などでキャンプにおいでになる方がいるわけです。この方々は、キャンピングカーもあります。そういう方々はほとんど地元で金を落としません。残すのはトイレを利用して帰るだけです。そういった方でも、雨が続きばやっぱり温泉に入りたいというのが人情です。そして入るわけです。こういう方は、私は50円高く

いただいてもよろしいのではないかと、こう思っています。そういった考え方で今後検討する際には、十分考慮したうえでご検討いただきたいなど、こう思います。

これで終わります。

○議長（宮下順一郎） これを柴田峯生議員の質疑を終わります。

以上で議案第231号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第231号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業経済常任委員会に付託いたします。

#### 議案第232号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第6 議案第232号 むつ市脇野沢野営場条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第232号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業経済常任委員会に付託いたします。

#### 議案第233号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第7 議案第233号 むつ市奥薬研修景公園条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。43番千賀武由議員。

（43番 千賀武由議員登壇）

○43番（千賀武由） 議案第233号 むつ市奥薬研修景公園条例について、これからの展望として1点だけ簡単にお尋ねさせていただきます。

薬研観光地の自然を有効に活用し、地域住民の健康増進と保養の場を提供し、観光の振興を図るためにつくられたこれは修景公園でございます。現在は夫婦かっぱの湯、レストハウスの施設で運営をしておりますが、県内外観光客が約3万人も利用していると聞いてございます。最近は、

浅虫温泉の駅前とか風間浦村で設置いたしました足湯温泉が非常に好評を博していると聞いてございます。そこで、修景公園内に以前こども広場としてあったところがございます。ここは現在屋根もつけられておりませんで、非常に寂しく思っているところでもございます。

そこで、お伺いしたいのですが、その場所を薬研地区でも足湯の場所として改修いたしまして、観光客の増員を目指すお考えはないかということを知りたいと思いますので、よろしくご回答のほどをお願いします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） まことに申しわけないのですが、私温泉嫌いでございます。入ったことがないのであります。昔は入ったことはありますが、最近温泉に行ったことがないのです。ただ、足湯というのは、比較的交通便利なところ、人がたくさん集まるようなところでは、全身浴よりも足の部分だけ温めて温泉効果を一部分満足させるというようなことで評判がいいということは聞いております。将来的な構想の中で検討させていただくことにさせていただきたいと思います。温泉の好きな方々のご提案も検討しながら、深く中身を探ってみたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 43番。

○43番（千賀武由） 大変市長には前向きなご回答をありがとうございます。いろいろな財政の問題もありましようが、これは地元住民はもとより、私この薬研地区に行って、県内外よりの観光客からお話を伺ってのお願いでもございまして、ぜひ検討いたしまして、実現されることを希望いたします。よろしくお願いたします。

○議長（宮下順一郎） これを千賀武由議員の質疑を終わります。

以上で議案第233号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第233号は、

お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業経済常任委員会に付託いたします。

#### 議案第234号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第8 議案第234号 むつ市脇野沢リフレッシュセンター条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第234号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業経済常任委員会に付託いたします。

#### 議案第235号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第9 議案第235号 むつ市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第235号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

#### 議案第236号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第10 議案第236号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第236号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

#### 議案第237号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第11 議案第237号 むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例を議

題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので、順次発言を許可します。まず、54番慶長徳造議員。

(54番 慶長徳造議員登壇)

○54番(慶長徳造) この議案第237号は、大畑地区の佐助川小学校を閉校するという議案でございます。この佐助川小学校は、昭和9年に佐助川分教所として開校して以来71年の長い歴史があるわけでございます。それが今閉校となることは非常に寂しい思いをするわけでございますが、在学者がないということであれば、これはやむを得ないことであり、時代の流れかなと、こういうふうに感じているわけでございます。そこで、これに関しまして2点ほどお尋ねいたします。

一つは、今後この佐助川地区から新しい入学者が出た場合に、それはどのような対応をされる予定なのか。

二つ目として、この閉校になります校舎及び体育館を今後どのような活用をしまっているのか。

以上、2点についてお尋ねいたします。

○議長(宮下順一郎) 教育長。

○教育長(牧野正藏) ただいまの佐助川小学校についてでありますけれども、旧大畑町教育委員会では、今お話しのとおり、在籍する児童はないということで、平成15年4月から来年平成18年の3月31日まで休校扱いと、そういう形で来たところでございますが、ことしの当地区の入学対象児童調査で来年4月、平成18年4月に学齢に達する子供が1名おりましたので、入学先の希望を聞きまして、大畑小学校に入学させたいという保護者のお考えでございました。さらに、また当地区におきましては、今後5年間入学する児童が見込めないというふうなことでございますので、現在私どもとしましては、平成18年3月31日をもって閉校する手続をとっているところでございませ

た。

なお、詳細につきましては、宮下教育部長より答弁させることといたします。

○議長（宮下順一郎） 教育部長。

○教育部長（宮下孝信） ただいまの教育長答弁に補足させていただきます。

今後5カ年ほどの推計の中では、入学予定者はないわけですが、転居等の関係で入学予定者が見込みまれた場合も、また考えておかなければなりません。その場合は、学区を新たに設けておりますので、二枚橋小学校への入学をお勧めするということになってございます。また、保護者等の希望があれば、隣の学区というような形もあり得るかと思っております。

それから、校舎、体育館等の活用についてでございます。地域への開放ということで赤川町内会長、木野部町内会長とも協議をさせていただいておりますが、現在のところ体育館等につきまして、活用の方法、方針はないということでご意見を伺ってございます。市といたしましては、体育館、教室等はまだ十分使用にたえられる部分がございますので、現在二枚橋遺跡の発掘物等の保管場所、民具等の保管場所として現在利用させていただいております。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 54番。

○54番（慶長徳造） 1点目の今後新しい入学者が出た場合の対応でございます。二枚橋の方に勧めると、それはそれとして、佐助川地区から二枚橋までの間は相当な距離があって、しかも峠があるわけでございます。問題は、その足です。これをどのように対応されるのかお伺いいたします。

それから、閉校しました校舎及び体育館でございますが、今そういう遺跡の出たものなどを展示するというので、両町内から特別希望がないというようなことでございます。校舎の方は相当古

くなっておりますけれども、体育館は後で建てたものでございまして、まだ新しいと言ってもいいほどのものでございます。やはりこれをこの地区の何かの役に立つように活用していかなければ、地域の住民がこの校舎、体育館を見るたびに非常に寂しいといいますが、気持ちが落ち込むようなことにもなりかねないわけございまして、ある意味では精神衛生上非常によくないと、そういう感じもするわけでございますので、ぜひともこの地区の活性化につながるような活用方法を今後も模索していただきたいと。これは要望になります。

第1点の方について、もう一度ご回答をいただきたいと思っております。

○議長（宮下順一郎） 教育部長。

○教育部長（宮下孝信） お答えいたします。

今後佐助川地区から小学校入学児童等がございました場合、足の問題をどうするかということでございまして、我々の方といたしましては、政策的に閉校といたした以外につきましては、原則保護者の経費負担という基本方針がございます。さらに、また地区の大きな変動等によります事態が出た場合は、地域の保護者等との協議の場、相談の場は承りたいと思っております。

2点目につきましては、今後も両町内の方と協議しながら、体育館の開放につきましては積極的、また地域の要望を入れていきたいと思っておりますが、先ほども申しましたように、現在のところ2地区からは、集会所、校庭等があるということで、特別申し込み計画等もないというご返事をいただいております。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 54番。

○54番（慶長徳造） 新しい入学者が出た場合のいわゆる交通の対応でございますが、中学校の場合にはスクールバスというふうなものもあるわけでございます。今後そういう事態になりましたら、こ

れらも勘案に入れまして、十分な対応をとることを要望して質問を終わります。

○議長（宮下順一郎） これで慶長徳造議員の質疑を終わります。

次に、21番横垣成年議員。

（21番 横垣成年議員登壇）

○21番（横垣成年） 議案第237号に対して質疑させていただきます。

この議案、佐助川小学校を閉校するということですが、この小学校の近くには県の施設で下北少年自然の家があるということで、その下北少年自然の家を利用した方は、何か海岸に遊びに出たときに結構佐助川小学校の体育館を利用しているのか、校舎自体を利用しているのかは、ちょっとそこまで私も聞いておりませんが、海岸を何かで遊ぶときに休憩場所というか、そういう形で利用しているという話も聞いておりまして、ぜひともこの閉校の後はそのような形の利用なんかも検討すべきではないかなというふうにも考えます。この下北少年自然の家、今現在は県の施設であります。平成19年から、これはもう県の方でやめるといふような施設になっておりますので、その下北少年自然の家をこの新しいむつ市が有効に利用するという事も考えながら、それとあわせて佐助川小学校の利用という事も検討するべきでないかなというふうに思いますが、ぜひともご答弁よろしくをお願いします。

○議長（宮下順一郎） 議題外にわたる質疑がございますので、この議題に関するご答弁だけをちょうだいいたします。教育部長。

○教育部長（宮下孝信） 横垣議員にお答えいたします。

佐助川小学校閉校後の利用につきましては、現在私どもが確認している範囲では、下北少年自然の家から正式な文書等で施設を使わせてくださいという申し込みがあったやには聞いてございませ

ん。今後、もし正式な要請があれば、それなりの教育振興ということで考える場面はございますが、現在のところ閉校後の利用については、町内、地域の方優先で協議をしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（横垣成年） 今の教育部長の答弁ですと、基本的に地元町内優先でということですが、それは結構なことだと思います。そして、関連してありますが、その体育館を何かの形でまた地域の町内だけでなくほかの、それこそ田名部地域の人とか大湊地域の何かのボランティアの団体とかがそこを利用したいとなった場合は、そういう開放というのは考えているものかどうか、そこを答弁お願いします。

○議長（宮下順一郎） 教育部長。

○教育部長（宮下孝信） 他地区から、またさまざまなボランティア等の要望等がございますれば、検討の対象にはなるかと思えます。ただ、4年間休校にいたしております。この間施設の水回り、電気系統等をすべて停止しているという状況もございまして、このまた復旧にも相当額かかる、利用させた場合の管理体系等、まだ十分煮詰めてございません。とりあえず閉校の手続を優先してございますので、もし場面場面でそういうものがあれば、我々の方でまた精査のうえ協議に応じたいと思っております。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で議案第237号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第237号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第238号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第12 議案第238号  
むつ市立図書館設置条例の一部を改正する条例を  
議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第238号は、  
お手元に配布しております議案付託表のとおり、  
教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第239号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第13 議案第239号  
むつ職業能力開発校条例の一部を改正する条例を  
議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので発言を許可します。21番横垣成年議員。

(21番 横垣成年議員登壇)

○21番(横垣成年) 議案第239号 むつ職業能力  
開発校条例の一部を改正する条例にお尋ねさせて  
いただきます。3点ほどお願いします。

今この職業能力開発校には、職員が何人いて、  
指定管理の後は職員がどういう扱いになるのかと  
いうことと、2点目ですが、職員は例えば草を刈  
るだとか、ただ受け付けをすとかというふうな  
形の仕事はしていないと私は認識しておりますが、  
それこそ生徒の能力を開発する、そういう形  
で指導をしている職員ですから、それなりの資格  
のある職員が勤務についていると思います。そう  
すると、指定管理というふうになると、指定管理  
になった後の職員の処遇といたしますか、そうい  
うのは結構今以上に不安定な職になるのかなとい  
うふうに予想はされるのでありますが、そういった  
場合にこういう生徒を指導するような能力のある  
職員をきちっと確保できるのかなと、こういう不  
安もあります。そういう意味で、その点について  
はどういうふうに考えているのかということ

す。生徒は、職業能力開発校に入ったけれども、  
大した魅力のあるきちっと教えてくれるような職  
員がいなくて、もう行きたくないというふうな形  
にはならないものかどうか。

3点目ですが、現在直営なのか、委託の形なの  
か、はっきりわかりませんので、そこら辺もちょ  
っと教えてもらいたいということと、維持管理費は  
幾らぐらいになっているのか。そして、指定管理  
後はどのぐらいの経費となるのかということの以  
上3点よろしくお願いします。

○議長(宮下順一郎) 経済部長。

○経済部長(森 正剛) お答えいたします。

まず、第1点目の現在の職員数でありますけれ  
ども、事務局長1、事務職員1でありまして、指  
定管理者へ委託した後はどうなるのかということ  
でございますが、現行どおりでございます。どう  
して現行どおりかといいますと、この施設は事業  
所等で雇用されている従業員に対しまして、必要  
な職業訓練を行う施設でございます。教科書、  
授業料等は全額事業主が負担をしております。木  
造建築科、建築板金科を含め4コースの訓練科と、  
それから短期コースとしましては塗装科、美容科、  
パン菓子科、それから造園科など9コースがござ  
いまして、現在120人の方が訓練を受けておりま  
す。そして、その職業訓練法人むつ職業能力開発  
協会へ管理運営を委託しているところでございま  
す。

こういった趣旨で建設された施設でございます  
ので、こういう施設に指定管理者制度を導入いた  
しますけれども、設置経緯からしまして、公募に  
はなじまない施設であるとの私ども判断をしてお  
ります。指定管理者の指定に現在の協会を予定し  
ております。

第2点目の職員は生徒を指導する資格のある職  
員かということでございますけれども、校長を初  
め指導員はさまざまな資格をお持ちの事業主の方

が構成会員となっておりますので、そういった資格のある方が当たっております。

それから、第3点目の現在は直営か委託かということですが、委託管理をお願いしております。無償でありますから、経費の増減はございません。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） これでは横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で議案第239号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第239号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業経済常任委員会に付託いたします。

#### 議案第240号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第14 議案第240号 むつ市脇野沢高齢者福祉施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、18番柴田峯生議員。

（18番 柴田峯生議員登壇）

○18番（柴田峯生） 議案第240号のむつ市脇野沢高齢者福祉施設条例の一部を改正する条例ですが、まず2点お伺いしたいと思います。

改正後の条例の第7条の第2項、現状ですと第4条の第2項になるわけですが、これは介護保険認定外の市民のデイサービス施設の利用の関係であるわけですが、この経過措置はどうなるのかということです。むつ市の場合は、非常にこういったものに対するサービスの幅がかなりありますので、それを脇野沢の施設の人たちにも、地区の人たちにも広げようという改正なのか、それとも平成18年度からの介護予防支援サービスに組み込まれてくるので、そういった関係でこの条例の改正をしたのか、その点。

それから、二つ目、これはいこいの里と呼んでいるのですけれども、この特養施設あるいはデイサービス施設などですが、現在公設民営という形で、今名前は指定管理者と同じような条件で、収入もその請け負った業者に入るという形になっているわけです。ただ、この施設は旧脇野沢村が建築いたしたわけでありまして、委託を受けている業者は、その施設建設にかかるコストというのがかからないわけです。設備も施設も全部無償でお貸しをしているということなわけです。そういったことから、当時の村では部屋代は取らないと、ただし光熱水費は1万何がしの負担をしていただくというような形の中で経過をたどっているわけです。この施設は、もちろん30人ですから、かなり厳しい運営でしょうけれども、経営上は利益が上がっているという施設だと言われているわけです。今後指定管理者制度にして、今までと同じような形態で名前が同じなのですが、同じ業者であれば、しかし、いわゆる一般的な指定管理者制度の市の条例規則を見まして、その修繕費の関係、あるいは設備の構造的なものも含めた改築とかというような場合に、どういう負担割合で今後協定に入っていくのか。一般の社会福祉法人だと、いわゆるお金を借りて、資金を準備して、そしてその借金を払いながら社会福祉法人としての施設の運営をしているわけです。この場合は、全くそういったのはかからないわけです。反面市としては、建築時にかかった費用の起債の償還などをしていくと、こういう状態になっているわけです。したがって、私としてはその契約に当たって、利益の一部を施設の今後の改修費用などに積み立てするような協定条項を設けて、そして市としての負担もある程度ともにカバーしていくというような考え方がとられるのがいいのではないかと判断しているわけです。そういった意味でお尋ねいたしましたので、この2点についてまずご回答いただ

きたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） お答えいたしたい  
と思います。

まず、1点目のデイサービスの関係になりますけれども、お尋ねの内容につきましては、高齢者の方で介護保険の認定を受けていない方や、認定の結果、非該当となった方を対象とした生きがい活動支援通所サービス、いわゆるデイサービスのことについての内容かと存じますけれども、まず改正する内容につきましては、現行では通所介護サービスだけとあるものを介護保険法第7条第5項に掲げる事業に改めるということで、通所介護のほか訪問介護、短期入所等も含むものとして置きまして、今後利用拡大が予想される部分にもできるだけ対応できるというような改正をするということでございます。

2点目、個室料の関係も若干お話がございましたので、その分もちょっと含めてお答え申し上げたいと思います。それと、利益の一部の考え方ということでございますけれども、まず個室料の関係でございますが、議員お話しのとおり、旧脇野沢村でのスタート段階でホテルコストにかかわるうちの建設費用相当分については負担を求めないで来たということでございます。ただ、ご承知のとおり、国は在宅者と施設利用者との均衡、公平性を図るためにことしの10月、法改正によりまして、入所者の居住費及び食費を保険給付の対象外としたということでございます。また、これとあわせまして、ショートステイの利用者にもそのような扱いをするということでございます。ただ、これにつきましては、国の基準に基づきまして負担をいただいているということでございますけれども、低所得者につきましては負担の上限額を設定しまして、超えた分を介護保険から一定の補足給付を行うということでございます。この部分に

つきましては、低所得者対策は講じられているということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、もう一点の指定管理者制度の導入に当たりましての協定書の部分でございますが、今のところ考えてございますのは、施設使用料はこれまでも徴収しておりませんでしたので、新制度でもそのような方向で考えてございますけれども、議員お話しのとおり、今後予想されます大規模補修等にかかわる経費につきましては、介護報酬等の利用料金収入の一定額の積み立てを義務づけさせまして、市に負担がかからないように指定管理者において負担するというような内容の協定書を考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） 1点目は了解しました。今現在国の基準というのが1日当たり1,970円というのが大体ホテルの室代の基準です。最低が820円で、先ほど部長のご答弁の中の低所得者層というのは820円だと思えます。そうすると、これ1月にしますと5万9,100円になるわけです。現在入居している人たちの経過措置はございますけれども、基準とすれば5万9,100円が国の基準になり、最低の人は2万4,600円になるわけです。

そこで、現在この施設に入居している方でこの新しい3段階の基準から超える方が3名いらっしゃいます。そういったことで、できればこの1,970円という基準線でならしていただいて、5万9,100円の部屋料になるというような方向づけを何とか検討してもらいたいと思います。

あと細かい面については、一般質問でも介護保険の関係を通告してありますので、そちらに譲りたいと思います。

終わります。

○議長（宮下順一郎） これで柴田峯生議員の質疑を終わります。

次に、21番横垣成年議員。

（21番 横垣成年議員登壇）

○21番（横垣成年） 議案第240号に対して質疑させていただきます。

ずっと今まで議論してきた議案は、大体指定管理に関係する議案なのでありますが、いろいろな形での指定管理がありまして、私の頭は今混乱をしております。先ほど聞いた議案では、全然維持費がかからないのに指定管理にしてしまう。今回の議案第240号も公設民営と言いましたか、それもほとんど維持管理費がかかっていないのに指定管理という形にするということで、私は指定管理というのは経費削減とサービス向上、これをうたい文句にしているものだなというふうに認識しておるのですが、前の議案第239号と今回の議案を聞く限りではほとんど経費削減という効果はない、サービスは現状と同じだということを考えるならば、わざわざこういう施設を指定管理という形に移す必要はないのではないかと思うのですが、そこをちょっと再度基本的なところを確認させていただきます。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 制度そのものは、地方自治法に基づく制度でございますので、基本的には維持管理についてはゼロの場合も当然出てまいります。今回議案をさまざま指定管理者制度を導入するという事で提案いたしておりますけれども、それぞれの形態によって違いますので、今回の場合は公設民営という形でスタートしてございます。それがために維持管理はかからないと。先ほど保健福祉部長が申しましたように、この施設については旧脇野沢村が国等の補助金を使いまして建設したものでございます。平成12年から介護保険制度を導入いたしまして、平成18年で今度3

年ごとの見直しで、3回目の介護保険制度の見直しが出てまいりました。その中でホテルコスト関係も出てまいりますけれども、この制度自体が今の業者に委託する方がベターであるということで考えてございます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（横垣成年） 維持管理費がかかっていない、そういう施設、私も大して勉強してはいないので、指定管理に移す必要があるのは、今直営をしているか、それこそ直営ですからお金がかかっている、それから幾らかお金を出して委託をお願いしている、そういう施設を指定管理に移すことが基本で、そうすると行政経費が減って、そしてサービス向上がされて市民も行政もいいというふうな形が指定管理の基本だと思いますので、そういう観点からいえば、いわゆるこういう施設というのはわざわざ移すことが必要なかどうか、そこら辺もちょっと確認させていただきます。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） この施設は、公の施設でございますので、来年の9月まで直営でやるか、指定管理者制度でやるか、この二つの選択肢しかございません。現在は、指定管理者制度の前ですので、民間委託ということで委託契約してまいりました。これが指定管理者制度導入になりましたので、先ほど申しましたように、直営でやるか、指定管理者でやるかと。そうなりますと、行政としましては、維持管理のコストの安い方を選択するのが当然のことでございます。今回につきましても、その指定管理者制度を導入しまして民間に委託をお願いすると、そういうことでございます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で議案第240号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第240号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

#### 議案第241号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第15 議案第241号 むつ市営牧野設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第241号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業経済常任委員会に付託いたします。

#### 議案第242号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第16 議案第242号 むつ市営脇野沢家畜管理施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第242号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業経済常任委員会に付託いたします。

#### 議案第243号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第17 議案第243号 むつ市堆肥センター条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第243号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業経済常任委員会に付託いたします。

#### 議案第244号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第18 議案第244号

むつ市地方卸売市場大畑町魚市場条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第244号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業経済常任委員会に付託いたします。

#### 議案第245号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第19 議案第245号 むつ市青森東部区域畜産基地建設事業受益者負担金等徴収条例を廃止する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので発言を許可します。21番横垣成年議員。

(21番 横垣成年議員登壇)

○21番(横垣成年) 議案第245号 むつ市青森東部区域畜産基地建設事業受益者負担金等徴収条例を廃止する条例について質疑させていただきます。

この畜産基地建設事業というのは、金谷沢牧野のいろんな整備であろうと思います。むつ市の負担は、これによりますと平成16年度負担金が1,741万5,015円ということであります。受益農家の負担分が848万1,071円というふうな形であろうかと思いますが、この事業は総建設事業費が13億7,000万円ということで、昭和55年から昭和59年にやられたと。大変大きな事業でありましたが、今なかなか農家は大変な状況に置かれておりまして、このような大規模な投資をして、今現在その地域では何件ぐらい営農しているのかということをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長(宮下順一郎) 経済部長。

○経済部長(森 正剛) お答えいたします。

償還者は5名でございまして、現在営農されている方は3名でございまして。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（横垣成年） 今営農している方が3名いるということで、こういう形だと大変農家の方は大きな負担をしながら、また13億円というお金をかけながら、現在は残念ながら3名しか営農していないという形をお聞きしまして、この事業について実際むつ市はこれからどのような形でこういう農家に対して対応していくのかという、その長期的な視点なんかお聞かせ願えれば。この3名が、例えば年配で70歳を超える方々で、もうこの方が亡くなれば、この農家たちは廃業するという形になっているものかどうか、それともむつ市としてはこの地域にこういう大規模な投資をしたのだからもっと盛んになるような、そういうものを考えているものかどうか、よろしくお願いします。

○議長（宮下順一郎） 経済部長。

○経済部長（森 正剛） お答えいたします。

この制度を使いまして、草地造成、あるいは牛舎サイロ、堆肥盤等々、あるいはトラクター等々設備された方が5名、残念ながら2名の方が高齢あるいは後継者難で離農をされている状況にあります。農業を取り巻く環境は非常に厳しいものがございます。そういう中で一番の問題点は後継者であろうと思います。後継者づくりにつきましては、その農業を取り巻く基盤整備を図りながら、行政の方でもどういう部分で制度的に支援ができるのか、そういった環境づくりに意を用いていきたいと、そういうふうに思います。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（横垣成年） なかなか苦しい答弁であったとは思いますが、ぜひともこういう下支えをするような、そういうむつ市であってほしいという意見を述べさせてもらうのと同時に、むつ市は大きい事業、箱物ですが、そういうのは結構一生懸命であります、この地域に根を張って生活してい

るまた中小業者、そういった方々にはなかなか手薄だという声がありますので、ぜひともこういう方々をきちっとよみがえらせるような施策を今後とも期待をして質疑を終わります。

○議長（宮下順一郎） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で議案第245号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第245号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業経済常任委員会に付託いたします。

#### 議案第246号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第20 議案第246号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第246号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

#### 議案第247号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第21 議案第247号 字の区域の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第247号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

#### 議案第248号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第22 議案第248号 平成17年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、18番柴田峯生議員。

(18番 柴田峯生議員登壇)

○18番(柴田峯生) 議案第248号の一般会計補正予算、今回は非常に大事な予算がたくさん入っております、順を追ってご質疑をいたしたいと思っております。

まず、2ページの第1表関係が歳入歳出の予算表になっております。その中の雑入につきまして、私の計算なのですけれども、間違いがあれば、どうか後でご指摘願いたいのですが、現在の財源不足額は29億2,754万5,000円に途中で予算が削減されたり、いろんな経過がございまして、トータルしたらこの金額になっております。決算には参考資料として赤字解消計画というものが出ておりますけれども、予算の段階では参考資料がついていないわけでありまして。したがって、今後の解消見込み、どの程度財源が確保できて、そして歳出の抑制などもされるのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

二つ目は、総務費の関係で企画費のバス運行対策費等補助金の中で有限会社脇野沢交通に対する補助金のがせられております、350万円のとておりますが、このバス会社の運行状況について、掌握している範囲でお答えをいただきたいと思っております。

次は、懸案の下北汽船、変じて新しいシライオン株式会社でございますけれども、これに400万円の出資が予算計上されておるわけでありまして。新聞報道などによりますと、青森市などに1,000万円の出資要請をしていらっしゃるということなのです。それ以外の株については、何か機関投資家などに働きかけをなさっているという報道がなされておりますが、むつ市が1,000万円の中の400万円と決めた割合の理由、それとこの出資する会社が従来の下北汽船ではないわけですか。全く新しい会社が下北汽船のいわゆる航路権の譲渡を受けて来年1月1日に運航を開始するというわけなので

すが、その会社の内容というものはどうなっているのか。株式の総数はどのくらいなのか、現在の主な役員構成など、それから運航の概要などがどういうふうな形になっているのか、知っている範囲内でお答えをいただきたいと思っております。

次に、同じ総務管理費の人事管理費のところから退職手当組合特別負担金がございます。これは、一部事務組合の退職手当組合に負担するわけですが、その算定の根拠についてお伺いしたいと思います。

それから、5番目に経営改善費というのがございまして、これから出てまいります行政改革に対してのご審議を願う審議会だと思っておりますが、以前この委員の何人かを公募するということが広報されておりました。それには何人の方が応募なさって、どういう方が選任されたのか。現在行政改革審議会というのは何名で、どういう階層が入っているのか、それらをご説明いただきたいと思っております。

それから、財産収入と農林水産業費の林業費の関係でございますが、前回の定例会でもございましたが、非常にこの林業の状態というのが停滞しております、将来に期待をかけてせっかく手入れをしてきた部分林ですが、現状を見ると非常に悲しい状況にあるわけですね。予算上145万円追加されています。これは恐らく概算でありまして、今後も出てくるのではないかとと思っておりますが、どこの地域でどういう内容のものが分収割合として地区に配分されるのかお伺いしたいと思います。

それから、教育費の中の文化振興費、ニホンザル保護共生事業費として、これは追いつきの費用だと思っておりますが、現実にこの追いつきの事情がどうなっているのか。それとあわせて、例年旧脇野沢村の場合であれば、えさの買い上げの補助金を、いわゆる被害額をえさの買い上げという名目で処理してきたわけですが、今後の見込みはどう

いう状況になっているのか。現在脇野沢地区では調査をしているようなのですが、この範囲がかなり広がりまして、川内地区もしくは大畑地区にも及んでいるのではないかと思います。それらをどのように今後対処していくのか、その辺をお伺いしたいと思います。

それから、第2表の債務負担行為の設定ですが、これは単行案議案第246号にも関連しますが、来さまい館などの指定管理料の関係でございます。来年度から平成20年までの3カ年で2億1,105万円を支出するという予算になっております。その3カ年の内訳がどのようなものが主な経費として想定されているのか、お知らせ願いたいと思います。

それから、第3表の地方債、市の起債で、市長が提案理由の中でいわゆる下北地域広域行政事務組合の消防署の高規格救急車の整備について、合併特例債を適用しておやりになると、こういうご説明があるわけです。市長からは、一部事務組合などの経過報告、全員協議会の段階ですが、これには一切触れておりません。私たちは、合併特例債は合併前の4市町村の合意で、それぞれの議会で財政シミュレーションの中で平成22年度から導入すると、こういう取り決めになっていたはずであります。それがどうして繰り上げて合併特例債が今年度事業化されるのか。その辺は、議会には何ら説明がなかった。私は、その辺を市長からご説明をいただきたい。

まず、1回目はそれだけでございます。

○議長（宮下順一郎） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） それでは、お答えいたします。

まず、2ページの不足分、29億幾らという不足分でございますが、これは仰せのと通りの額でございます。特別交付税の3月交付分や、あるいは除排雪に要する経費というものがこれからどの

程度になるかというような不確定要素もありますけれども、赤字解消計画で示したとおり大体30億4,000万円ぐらいの赤字決算になるのではないかなという見込みでございます。

解消の見込みについてでございますが、去る12月6日付で平成17年度予算における需用費や入札執行残の凍結等を改めて通知いたしまして、内部でも一層の歳入確保と内部経費の削減を指示しております。

また、青森県を通じまして、経済産業省に対しましても、今問題になっております電源立地地域対策交付金でございますが、これを前倒し交付ができないかというような要請をしております、これは今後の進捗状況を見ておるという状況でございます。いずれにいたしましても、今時期的にも残すところあと幾らもございませぬし、大幅な抜本的な本当にドラスチックな改善というのは非常に難しいわけでございますけれども、鋭意努力をいたしたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

それから、脇野沢交通の営業状況ということでございますが、JRが廃止されまして、その後脇野沢交通に運行が変わりまして、これは4パターン実はございまして、脇野沢から寄浪、それから九艘泊が1日に2.5回運行、年に182日運行というパターンがありまして、この利用者数が年1,746人。それから、2番目のパターンが脇野沢から地域交流センター、寄浪、九艘泊、これは1日に3.5回運行されて、年183日運行、これが二つ目のパターンで、年1,589人の利用者がございます。それから、3番目に脇野沢から保養センター、源藤城、これは1日に2.5回の運行、年182日運行のパターンです。この利用者数が年1,955人。それから、四つ目が脇野沢から保養センター、源藤城で、同じなのですけれども、1日に3.5回運行で、年182日運行の四つ目のパターン、これが

年1,469人で、合計いたしますと6,759人の利用者というようになっております。以上が大体の運行されている利用者の状況ということでございます。

それから、続きまして、シライン株式会社の現況ということでございますが、シライン株式会社につきましては、名称は登録されているものでございまして、本店は青森市の柳川ということで、今の下北汽船の事務所がそのままシライン株式会社の事務所となっております。設立月日は、平成17年9月30日、目的といたしましては、海上運送事業、あるいは港湾運送事業、倉庫業、その他の船舶による旅客の定期航路事業、旅行業というようなことになっております。発行株式は、この時点では1株5万円で200株、計1,000万円で立ち上がっております。今後1,600株で8,000万円まで増資の予定ということになってございまして、各界にいろんな出資をお願いされているという状況で、私どもの方が400万円の出資ということで、今補正に上げております。これは、これまで下北総合開発期成同盟会で底だまりのうちの補てんに800万円出してありますけれども、これに見合った額をそれぞれお願いしたいという額でございます。実際足しますと450万円になるのですけれども、これをほかに50万円出してくれるところの見通しがあるということで減額されまして400万円ということになっております。

それから、役員でございますが、代表取締役以下役員が10名ということになります。

それから、今の実態でございますが、職員としては実際運航のために働いている正職員が2名、パートが2名、それから船員の方が6名ということになっております。

新船の「ほくと」を改めてつくりたいということで今作業中でございますが、これは定員80名から90名の予定で、今現在は126名でございますが、

バリアフリー化されまして、貨物も今度運搬できると、そういった形の運営にしたいということで進んでおります。今運航は1日に2回ということで、好天時には3名、そうでなければ、最低でも3名か4名は乗らなければならないというような状況で運転しているということでございます。今後正式には1月1日から正式な離島航路ということで業務が全部移行されまして、その後の推移ということで私たちも参加することになりますけれども、実際はなかなか厳しい状況がこれからも続くのではないかなと。とりあえず存続という形で今進んでいるということでご理解いただきたいと思います。

次に、高規格救急車の整備概要についてでございます。これは、むつ消防署に配備されております高規格救急車の更新事業でございまして、車両が3,400ccの車両、救急資機材を合わせた購入額が4,557万円ということでございます。事業主体は、下北地域広域行政事務組合となっておりますが、当初予算では下北地域広域行政事務組合で補助金として一般単独事業債を予定していたため、市の負担金は一般財源充当相当分のみの計上となっていたものでございます。ただ、地方交付税による財源措置が見込まれる合併特例債、充当率95%、これは元利償還の70%が普通交付税に算入されるものでございますが、これを活用できれば負担がより減るというようなことで、急遽検討されたものでございます。ところが一部事務組合では本起債の借り入れ対象にならないということもありまして、こういうことになったのですが、市で起債を起こすこととして、その分を負担金ということで措置しましたために、形の上では予算増額補正となったものであります。ただ、実際にこれは繰りかえしたために、当然ご理解されていると思いますけれども、今のような形で実際には市の負担金は、当初320万円でございましたが、半

分ぐらいに減ると。今ちょうど百五十何万減額の補正でございますが、この分が減るといふようなことでございます。後年の起債の負担は当然来るものでございますけれども、今の時点での負担は、実際的には減るといふことでございます。

なお、合併特例債は平成22年度からの導入ではなかったのかという点もございましたが、合併時点の合意というの、当然積極的なまちづくり事業を行うための財源といふことで認識しているのは当然でございます。これは今もそのまま変わりません。ただ、合併特例債のトータルが10年で約230億円を超えますので、今の時点でこれを全部使い切るといふことはほとんど不可能といふような状態でございますので、この一部でも今振り分け繰りかえして、財源的に楽になれるのであればどうかといふことで、初めての形で特例債を使うといふお示しをしたといふことでご理解いただきたいと思ひます。しかし、通常の事業ベースによつて一般単独事業債等に変えて本起債が活用できる条件が整うようであれば、皆様方のご理解を得ながら、財源対策効果を図る観点でこれからも利用させていただきたいと思ひましたので、ご理解いただきたいと思ひます。

以上、簡単ですけれども、ご説明にさせていただきます。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 総務部が所管いたします部分についてお答えいたします。

まず、退職手当組合に対する負担金でございます。この負担金につきましては2種類ございまして、一般負担金、それから議員がおっしゃいました特別負担金がございます。この特別負担金につきましては、退職した職員への退職金の支払いが不足した場合に納付する金額でございます。当初合併前は、むつ市職員については定年退職の方は11名ございました。合併しまして、その人数が3

人ふえまして14名が定年退職です。それに加えまして勤奨退職が14名ほど出てまいりまして、平成16年3月31日の退職は計29名となりました。その後平成17年度に入りまして途中退職等々がありまして、特別負担金に対する支出が出てまいりました。それで、この償還額につきましては、むつ市の場合3億円をもう既に超えてございます。それが最高額でございます。これから団塊の世代が定年退職を迎えます。そうなりますと、月額361万円が特別負担金となります。これからも、恐らく四、五年はこの最高額の負担金が生じてくるのではないかと思っております。

次の行政改革審議会委員の募集についてでございます。これにつきましては、議員お話しのように、9月12日の市政だよりで一般公募いたしました。5名といふことで公募いたしましたけれども、最終的には3名の方の応募ございました。その3名の方をこの行政改革審議会の委員に任命してございます。この3人につきましては、たまたまむつ地区の方でございます。それ以外につきましては、川内地区、大畑地区、脇野沢地区、それぞれ2名ずつの6名、全体で15名ですけれども、残りの方につきましては、むつ地区の方々を任命してございます。この委員会につきましては、11月9日に組織会を開きまして、その中で行政改革審議会に係る審議をしてございます。12月に入りましたので、今月22日に2回目の行政改革審議会を開催することにしてございます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 経済部長。

○経済部長（森 正剛） 経済部関係、二つお尋ねがございます。その一つ、立木売払収入16万4,000円と部分林分収割合代金145万円の地区ごとの支配い先金額、それから分収割合といふことです。ちょっと地区ごとといふことで非常に細かくなりますけれども、ご説明させていただきます。

箇所は4カ所でございます。一つは、南関根第一国有林162林班内で電源開発株式会社が電線工事をした際の支障木の伐採に伴う杉等の立木売払収入5万9,193円でございます、国2割、市8割の分収割合でございます。

それから、二つ目は川内町の田野沢山国有林785班内で、森林管理署が実施しました緑のオーナー制度、これをしましたけれども、旧川内町が2口出資しております。杉ほか795本を間伐した際の口数に応じた配当金2,704円、1口1,352円、2口分2,704円でございます。

それから、三つ目は矢立山国有林32班内で杉ほか59本を間伐した際の立木売払収入5,002円でございます。国2割、市8割の分収割合でございます。

それから、四つ目は荒川山国有林30林班と5小班で、杉ほか3,717本を皆伐しております。国2割、市1割、それから造林しております大湊新町分収造林組合7割の分収割合を定めておりまして、その収入を概算で19万5,103円と見込んでおりましたけれども、実収入額は26万4,052円でございます。それから、一方の歳出の方でございますけれども、23節償還金利子及び割引料、部分林分収割合代金でございますが、これは大湊新町分収造林組合7割の分収割合を概算で見込んでおりましたが、その概算の中に対象木以外の額も含めておりまして、当該組合での実際の支払い額は138万79円でございます。

それから、もう一つ債務負担行為、指定管理者の債務負担行為の額の件でございます。年度ごとの内訳でございますが、平成18年度は7,065万8,000円、それから平成19年度が7,035万1,000円、平成20年度が7,004万1,000円、計2億1,105万円としております。算定の根拠でありますけれども、指定管理者を公募する際に、指定管理者業務仕様書を作成しまして、それに基づいて指定管理者業

務計画書を提出していただきました。この計画書の中に収入支出を明らかにするための指定管理業務収支計画書の提出を義務づけておりまして、候補者でありますむつ商工会議所から示された指定管理業務の収支計画書の3年間の指定管理料、これを債務負担行為として設定しております。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 教育部長。

○教育部長（宮下孝信） 柴田議員の文化振興費にかかわるお尋ねにお答えいたします。2点ほどの内容かと思えます。

まず1点目、ニホンザルの追い上げの事情でございます。現在私どもが確認しております地域でございます脇野沢には大体300頭ぐらいの出没があると思っております。大畑で150頭ぐらいが出没しているだろうという情報でございます、昨年度徹底した追い上げの効果が出ておりまして、現在のところ最終集計では二、三割が昨年度実績より減少してくるのではないかと考えてございます。これは、やはり追い上げの効果等が如実にあらわれたものと受けとめてございます。当然合併いたしましたために、大畑地区につきましても150頭ほどの出没が確認されてございますので、この対策をとる経費を含んでいるということでございます。

なお、現在のところ、効果としましては脇野沢地区につきましても、人家被害等が報告されてございません。

続きまして、補償の関係でございます。当然合併対策の中で同一の措置という考えを持ってございまして、川内、大畑の被害につきましても当然対象とするということでございますが、二、三割追い上げ効果が出てございますので、予算的には当初予算計上額で間に合うのかなという推測をいたしてございます。

以上です。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） 財源解消見込みにつきまして、非常に苦しい状況にあることはよくわかっておりますので、今後も一層努力をしていただきたいと、こう思います。

バス運行の關係の脇野沢交通ですが、今部長から回答されましたように、あの脇野沢の地域で人口が現在2,465名、その中で延べ6,750人の人たちが利用するという事は非常に大事な交通機関なわけです。したがって、今後とも十分なるご配慮をしていただきたいと、こう思っています。

シライイン株式会社につきましては、ご説明で了解しておきたいと思えます。今後の会社の発展を望むしかないわけでありませうけれども、ただ先ほどお話しになりました下北総合開発期成同盟会の800万円の問題ですけれども、これは下北汽船に対して支出をしてきたわけですね、1億幾らの赤字に対して。今度従来の下北汽船がフェリー専属になりまして、それで新しい会社シライインができた。その営業権、いわゆる青森から佐井の航路の営業権というものを買い上げると、そのための三千万何がしの借金も背負って引き継いだというような形なのですが、今後下北汽船のフェリーの方が十分採算がとれて補助を出さなくてもいいのであればいいけれども、従来の慣習からすると、「ほくと」には補助金を出さなくても、いわゆるフェリーの方には県と蟹田、今は外ヶ浜町ですけれども、旧脇野沢村が負担してきたわけです。そういった解決策の中から旧むつ市なり関係機関にお願いして下北総合開発期成同盟会の負担をしていただけてきた。その流れがどうなっていくのか。その辺は、今、回答を求めても出ないと思えますので、できるだけ採算を合わせて、そういう金を出さなくてもいいような方向を会社に求めていってほしいと、こう思っています。新聞報道によりますと、五千何百万ですか、国から離島航路

の補助金が出るという形ですので、その辺を対処してもらいたいと思えます。

現実の問題として、この離島航路は脇野沢が中間地点なのです。青森 佐井間が直結しても離島航路なのです。ただし、従来の経過から脇野沢の九艘泊に寄港させると、その延長で本村地区にも寄港させるという流れで離島航路として対処してきたわけです。ですから、今後とも「ほくと」が脇野沢に寄港することに対しての離島航路の算定が見られるのかどうかということは今後の課題として残っていくだろうと思えます。そういった問題も含んだ航路ですので、経営が健全にいくように期待するしかない、こう思っています。

それから、先ほどの合併特例債の關係ですけれども、まちづくりに関してはそのとおりやるのだと、しかし230億円の枠があるわけですが、合併の際に、それを減らした額に合意をしたわけです。それからふやすとすれば、やはり我々も合併特例によって市議会議員として編入して来ているわけですから、その前段の合意があるわけです。当然合併特例債という名前をお使いになるのは結構なことですが、実際は、しかし、使う以上はそういう合意が前提にあるわけですから、我々にも十分説明をして、そして救急車で、これは必要性が高いわけですから、その辺を協議する場面もやっぱりあっていいのではないかと私は思うのですが、その辺部長なり市長なり、ひとつご説明をいただきたいと、お願いします。

あとの關係は、理解いたしました。最後の合併特例債の關係だけご説明いただきたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） お答えいたします。

合併特例債の件でございますが、確かに今初めて議会への提案ということで出した形で、提案理由の中に1行だけございます。できれば機会ある

たびに、予算の形で多分出る形が多いかと思いませんけれども、何とかご了承いただきたいと思いません。

○議長（宮下順一郎） これで柴田峯生議員の質疑を終わります。

次に、21番横垣成年議員。

（21番 横垣成年議員登壇）

○21番（横垣成年） 議案第248号に対して、2点ほど質疑させていただきます。

この補正予算には、第2表として債務負担行為補正ということで計上されております。これは、むつ来さまい館、むつ下北観光物産館、むつ市イベント広場指定管理料として平成18年から平成20年まで3年間で2億1,105万円ということで計上されております。まずこの財源は、市の直接の財源から出ていくものなのかどうかということと、もしそうなのであれば、当然今むつ市は収入がなくて大変な状況にありますので、その分ほかの福祉、サービス、そういったものの、2億1,000万円ですから、サービスの切り下げに連動することはないのかどうか、そこをまず最初確認させていただきます。

2点目として、むつりハビリテーション病院の負担金が1,165万円とありまして、提案理由の中には決算に基づく収支不足について負担金を増額しておりますという理由であります。これはむつりハビリテーション病院が毎年度収支不足が生じると自動的にこういう形の負担金をむつ市がしなくてはいけないのかをちょっと確認させていただきます。

以上、2点よろしく申し上げます。

○議長（宮下順一郎） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） 指定管理料につきましての財源でございますが、これは電源立地地域対策交付金を充当する考えで進めております。

むつりハビリテーション病院の負担金の

1,165万円ということでございますが、これは平成14年度に旧国立療養所大湊病院を国から移譲を受ける際、3年間は療養機器の購入費用の2分の1を、また5年間は病院の経常的な運営に伴う赤字額の2分の1にも補助をするというような条件がございました。むつりハビリテーション病院の平成16年度決算における経常的な運営に伴う赤字額が2,330万3,118円でございます。この2分の1に当たります1,165万1,000円が国から補助されますけれども、一般会計も残りの1,165万2,118円を補助するというようにしてありまして、これはちょうどこの経費に該当するものでございます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（横垣成年） 1点目でありまして、電源立地地域対策交付金で全額充当するということでありましたので、ぜひそのようにして、むつ市の直接の財源からは出ないような形でお願いしたいというふうに思います。

それで、この指定管理料、年間7,000万円ということでありまして、ちょっと関連するので、例えばしもきた克雪ドームのとき、同じような感じで聞いたら、あちは使用料でペイできると、赤字予算は組むことはできないから、使用料でペイできるというふうな答弁に終始したのです。今回のこういう施設、来さまい館等は、使用料ではペイできない施設というふうに認識せざるを得ないのであります。使用料はどの程度取るということで7,000万円という指定管理料になったのか、とにかく使用料ではペイできない施設なのかどうか、そこをお伺いさせていただきます。

○議長（宮下順一郎） 経済部長。

○経済部長（森 正剛） 先ほど柴田議員にお答えしておりますけれども、平成18年度は7,065万8,000円ということで債務負担行為を設定させてもらっています。この内訳でございますけれども、

この施設の維持管理に係る経費、支出の方でございますけれども、7,900万円でございます。一方の収入が834万2,000円、これを見まして、その収入と支出の差額分を指定管理料として支出するものでございます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（横垣成年） 今経済部長から7,900万円の維持管理で、収入が834万2,000円ということであります。これは年度ごとに7,000万円でありまして、それ以降この7,000万円が維持補修だとか、そういうのも合わせて8,000万円、9,000万円、そういう形にふえていく可能性はないものかどうか。また、そういう場合でも全部電源立地地域対策交付金で賄えるものなのかどうか、そこを最後確認させていただきます。

○議長（宮下順一郎） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） 額が変わりまして、この電源立地地域対策交付金で賄えるかということでございますが、これは各それぞれの年度で事業を申請いたしますので、額が変わっても、これは支障はないと考えております。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で議案第248号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第248号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第248号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。21番横垣成年議員。

（21番 横垣成年議員登壇）

○21番（横垣成年） 議案第248号 平成17年度むつ市一般会計補正予算に対し、反対討論をいたします。

本案は、大畑斎場の修理、第二田名部小学校の修理など評価する点が多くあります。しかし、債務負担行為補正として平成18年度から平成20年度まで2億1,105万円が計上されております。その内容は、むつ来さまい館、むつ下北観光物産館、むつ市イベント広場指定管理料ということです。むつ来さまい館、いわゆる産業会館、つくること自体市民の不安を引き起こし、いよいよオープンとなったら、維持管理費がむつ来さまい館、産業会館自体が3,500万円以上必要とすることが明らかになりました。お金がないと言いながら、むつ市の財政から出ていく3,500万円、維持管理費用については全額電源立地地域対策交付金を充当すると言いますが、それは申請してから結果が出ることでありまして、まだ今のところはわからない状況であります。ほかの福祉等の市民サービス切り捨てのないことを願うばかりであります。このような債務負担行為補正は認めるわけにはいきません。本案に反対いたします。議員皆様方のご賛同をよろしく願います。

○議長（宮下順一郎） これで討論を終わります。

議案第248号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者49人、起立しない者8人）

○議長（宮下順一郎） 起立多数であります。よって、議案第248号は原案のとおり可決されました。

議案第249号～議案第257号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第23 議案第249号 平成16年度むつ市一般会計歳入歳出決算から日程

第31 議案第257号 平成16年度むつ市用地造成事業会計決算までの9件を一括議題といたします。

質疑に入る前に、議案第249号から議案第257号までの平成16年度むつ市各会計決算に対する監査委員の意見を求めます。菊池代表監査委員。

(菊池十皿夫代表監査委員登壇)

○代表監査委員(菊池十皿夫) 平成16年度むつ市一般会計等歳入歳出決算及び各種基金の運用状況について審査の結果をご報告いたします。

今回審査に付されましたむつ市一般会計、むつ市国民健康保険特別会計、むつ市老人保健特別会計、むつ市下水道事業特別会計、むつ市公共用地取得事業特別会計、むつ市介護保険特別会計、むつ市用地造成事業会計、むつ市魚市場事業特別会計及びむつ市簡易水道事業特別会計に係る歳入歳出決算書、附属書類並びに各種基金の運用状況を示す書類の計数は、いずれも関係証拠書類と符合しており、正確でありました。

また、予算の執行は、法令に準拠して適正かつ効率的に執行されており、財産の管理等についても適正であると認められました。

審査の意見につきましては、既にお手元に配布の平成16年度むつ市一般会計、特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書のとおりでありますので、ご審議の参考にしていただきたくお願いを申し上げます。決算審査のご報告といたします。

○議長(宮下順一郎) これで、監査委員の意見を終わります。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております議案9件については、質疑の通告がありません。

以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第249号から議案第257号までの平成16年

度むつ市各会計決算については、議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第249号から議案第257号までの平成16年度むつ市各会計決算については、議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配布してあります決算審査特別委員会委員名簿のとおり指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、お手元に配布してあります決算審査特別委員会委員名簿のとおり選任することに決定いたしました。

#### 散会の宣告

○議長(宮下順一郎) 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明12月9日は常任委員会、決算審査特別委員会のため、12月12日は議事整理のため、また12月13日は決算審査特別委員会のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、明12月9日は常任委員会、決算審査特別委員会のため、12月12日は議事整理のため、また12月13日は決算審査特別委員会のため休会することに

決定いたしました。

なお、12月10日と11日は休日のため休会とし、  
12月14日は一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 零時10分 散会

